

○国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(平成 27 年 12 月 14 日条例第 32 号)

改正 平成 27 年 6 月 27 日条例第 14 号平成 28 年 9 月 9 日条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第 5 条 法第 19 条第 9 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄

に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供求めた場合において、同表第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成27年6月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年9月9日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条第1項関係)

機関	事務
1 町長	国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例(平成12年国見町条例第13号)によるひとり親等家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	国見町就学遺児激励金支給規則(昭和48年国見町規則第2号)による就学遺児激励金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	国見町子ども医療費助成に関する条例(平成21年国見町条例第7号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	介護保険法(平成9年法律第123号)による介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	介護保険法(平成9年法律第123号)による介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
9 町長	国見町重度心身障害者医療費の給付に関する条(昭和49年国見町条例第19号)による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による障害福祉サービスに係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの

1 1 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 町長	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
1 3 町長	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児通所給付費等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 4 町長	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの
1 5 町長	予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による予防接種以外の予防接種に係る給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
1 6 町長	公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による公営住宅以外の町が管理する住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
1 7 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務であって規則で定めるもの
1 8 町長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による肺炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 9 教育委員会	国見町要保護準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成 19 年国見町教育委員会訓令第 2 号）による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 0 教育委員会	国見町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成 11 年国見町教育委員会訓令第 1 号）による幼稚園就園奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 1 教育委員会	特別支援学校への就学援助に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 2 教育委員会	国見町奨学資金貸与条例（昭和 37 年国見町条例第 7 号）による学資の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
2 3 教育委員会	国見町立幼稚園通園費助成事業実施要綱（平成 25 年国見町教育委員会告示第 2 号）による幼稚園通園費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条第 1 項、第 2 項関係）

機 関	事務	特定個人情報
1 町	国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例（平成 12 年国見町条例第 13 号）による	住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）そ

長	ひとり親等家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	の他地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）及び医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）による資格給付に関する情報（以下、「医療保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 町長	国見町就学遺児激励金支給規則（昭和 48 年国見町規則第 2 号）による就学遺児激励金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	国見町子ども医療費助成に関する条例（平成 21 年国見町条例第 7 号）による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報及び医療保険関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による後期高齢者医療に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下、「介護保険給付等関係情報」という）であって規則で定めるもの
7 町	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による介護サービス等利用者負担軽減に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報及び介護保険関係情報であって規則で定めるもの

長	であって規則で定めるもの	
8 町長	介護保険法（平成9年法律第123号）による介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報及び介護保険関係情報であって規則で定めるもの
9 町長	国見町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年国見町条例第19号）による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報及び医療保険関係情報であって規則で定めるもの
10 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害福祉サービスに係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 町長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 町長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 町長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種以外の予防接種に係る給付の支給又	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの

町長	は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
16町長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅以外の町が管理する住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
17町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
18町長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による肺炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1教育委員会	国見町要保護準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成19年国見町教育委員会訓令第2号）による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
2教育委員会	国見町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成11年国見町教育委員会訓令第1号）による幼稚園就園奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
3教育委員会	特別支援学校への就学援助に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
4教育委員会	国見町奨学資金貸与条例（昭和37年国見町条例第7号）による学資の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報及び障害者関係情報であって規則で定めるもの

5 教育 委員 会	国見町立幼稚園通園費助成事業実施要綱 (平成 25 年国見町教育委員会告示第 2 号) による幼稚園通園費の助成に関する事務で あつて規則で定めるもの	町長	住民票関係情報及び地方税 関係情報であつて規則で定 めるもの
--------------------	--	----	--------------------------------------